（その他）

66　船舶の推進機関の出力は、それぞれ次の区分に応じた出力を超えてはならない。

新トン数十五トン以上四十一トン未満（旧トン数十五トン以上三十トン未満）　六百七十キロワット

新トン数四十一トン以上七十六トン未満（旧トン数三十トン以上五十トン未満）　七百四十キロワット

新トン数七十六トン以上九十六トン未満（旧トン数五十トン以上六十五トン未満）　九百六十キロワット

新トン数九十六トン以上百二十六トン未満（旧トン数六十五トン以上八十五トン未満）　千三十キロワット

67　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

68　漁業監督官が、67により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

○農林水産省告示第八百二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	漁業の方法	操業期間	総トン数		隻数
			旧トン数	新トン数	
一　操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の一	一　そうびき及び二　そうびき	周年	一五トン以上一五〇トン未満	一五トン以上一八五トン未満	一三
二　操業区域の二	二　そうびき	毎年八月十六日から翌年五月十五日まで	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	三〇

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

4　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

二　船舶の推進機関の出力は、千三十キロワットを超えてはならない。

別記　操業区域

一　北緯十度二十秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線、北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線及び北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線から成る線以西の太平洋の海域

二　北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域

○農林水産省告示第八百三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

三十七隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　船体両舷側中央（消失のおそれがある場合にあっては、左右対称に中央寄り前又は後）及び船橋楼の上部甲板に、空中又は洋上から明確に識別できるように一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければならない。ただし、船橋楼の上部甲板に表示できないときは、帆布等に表示し、これを当該甲板上に設置しなければならない。

二　外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域を航行する場合には、漁業の用に供されるものと認められる漁具を格納し、又は収納しなければならない。

三　南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和五十七年条約第三号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成二十一年条約第十七号）、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和五十五年条約第一号）及び中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（平成七年条約第二十五号）に基づく資源保存管理措置を遵守しなければならない。